

# 令和8年島根県東部を震源とする地震災害対策特別資金 利子補助金交付要綱

制 定 令和8年2月1日

最終改正 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 県の交付する島根県東部を震源とする地震災害対策特別資金利子補助金(以下「補助金」という。)については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 県は、島根県東部を震源とする地震により被害を受けた事業者の利息負担を軽減するため、取扱金融機関が島根県中小業制度融資要綱で定める島根県東部を震源とする地震災害対策特別資金(以下「本資金」という。)の融資をした場合に、当該取扱金融機関に予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付は、令和8年2月1日から令和9年3月31日までの間に保証承諾された本資金に係る補助金の額とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、毎月末残高(期限の利益を喪失したものを除く。)に利子補助率(借入後3年間以外の融資利率と0%の差率)を乗じて得た額を12で除して得た額(円単位未満は切り捨てる。)とする。

(補助金の交付期間)

第5条 補助金の交付期間は、融資実行の月から、当該融資実行の月から3年後の月までとする。

(補助の方法)

第6条 県は、1月から6月までの期間(以下「上期」という。)及び7月から12月までの期間(以下「下期」という。)ごとに取扱金融機関の申請により補助金を支払うものとする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする取扱金融機関は、第4条の規定により算出した補助金の額をとりまとめ、上期分にあつては8月10日までに、下期分にあつては翌年の2月10日までに交付申請書(様式第1号)及び実績報告書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第8条 知事は、前条の規定により交付申請書及び実績報告書の提出があつたときは、当該交付申請書及び実績報告書を審査し、適当であると認めたときは、提出があつた日から起算して30日が経過する日までの間に、交付決定及び交付額確定を行うものとする。

2 交付決定及び交付額確定は、交付決定及び交付額確定通知書(様式第3号)

による。

(照会、報告)

第9条 知事は、補助金の交付に関する必要な事項について、取扱金融機関に照会し、又は報告を求めることができる。

(書類の保存)

第10条 補助金の交付を受けた取扱金融機関は、当該補助金に関する書類を事業期間終了後5年間は保存しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。